第十四条第二項中「及び第二号」を「、第二号」に、「に」を「）及び第三号に」に改め、同条第三項中「及び第二号」を「、第二号」に、「に」を「）及び第三号に」に、「関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による還付の請求があつた日」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」に、「充当（国税通則法」を「充当（同法」に改め、同項に次の各号を加える。

一　関税定率法第七条第二十九項の規定による還付の請求があつた場合　当該還付の請求があつた日

二　関税定率法第八条第三十二項（同法第八条の二第十六項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求があつた場合　当該還付の請求があつた日

三　関税定率法第八条の二第十項の規定による求めがあつた場合　当該求めがあつた日と当該求めに係る同条第一項の規定により関税が課された課税物品に係る消費税の納付があつた日とのいずれか遅い日

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の㈠のC(a)又は第二七一〇・二〇号の一の㈠のC(a)に掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三　関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の㈡のB(a)、第二七一〇・一九号の一の㈠のB(a)若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈡のB(a)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一二号の一の㈢のA、第二七一〇・一九号の一の㈡のA若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈢のAに掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第九条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「）された」を「）がされた」に、「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、「限る。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、関税定率法第八条第一項の規定により同項に規定する不当廉売関税が課されている場合において、同法第八条の二第一項に規定する貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠があると思料し、かつ、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第四項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

第四十八条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

（電磁的記録提供命令等における留意事項）

第十条　電磁的記録提供命令（第二条の規定による改正後の関税法第百二十一条第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体の領置若しくは差押えをするに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り関税法に規定する犯則事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第六十九条第四項中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

第七十二条第三項及び第四項中「令和九年度」を「令和十四年度」に改める。

附　則

この法律は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は市」を「又は市町村」に、「第八条第三号並びに」を「第八条第三号、」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削り、同項の表中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の項中「四十人」を「三十五人」に改める。

第八条第二号中「八百五十一人」を「八百一人」に、「八百一人」を「七百五十一人」に改め、同条第三号中「市」を「市町村」に改め、「第二号」の下に「、第九条第五号並びに第十四条第二号」を加え、「町村」を削る。

第九条に次の一号を加える。

五　共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項の共同学校事務室をいう。第十四条第二号及び第十五条第五号において同じ。）であつて小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に置かれるものを二以上置く市町村（第十四条第二号に規定する市町村に該当するものを除く。）の合計数に一を乗じて得た数